

新居浜工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI教育プログラム履修規則

令和4年3月8日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 教育プログラムは、Society5.0の実現を迎えるこれからの社会において必要とされる数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を学生に対して修得させるとともに、意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

(履修対象者)

第3条 教育プログラムの履修対象者は、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とし、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生を除く。

(履修手続)

第4条 教育プログラムの履修手続は、授業科目の履修に係る登録手続をもって当該手続とする。

(授業科目及び単位数)

第5条 教育プログラムの授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(修得レベル)

第6条 教育プログラムの修得レベルとして、基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」を設ける。

(修了要件及び修了証書の授与)

第7条 校長は、教育プログラムにおいて、第5条に定める授業科目を全て修得した者を修了者とし、修了証書（別記様式）を授与する。

2 教育プログラムの修了認定は、教務委員会において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年3月8日 制定）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この規則は、平成30年度以降の転入学、編入学、転科及び再入学する者については、適用しない。

別表（第5条関係）

（平成30年度入学生から令和3年度入学生まで）

学 科	教育プログラムのリテラシー レベルに関する授業科目	対象学年	単位数
機械工学科	情報リテラシー	1年	1
	工作実習2	2年	3
	工学実験1	4年	3
	工学実験2	5年	2
電気情報工学科	情報リテラシー	1年	1
	情報処理基礎	1年	1
	電気情報工学実験1	3年	3
	電気情報工学実験2	4年	5
電子制御工学科	情報リテラシー	1年	1
	情報処理1	1年	1
	電子制御実験1	4年	3
生物応用化学科	情報リテラシー	1年	1
	コンピュータサイエンス	2年	2
	生物応用化学実験3	4年	2
	生物応用化学実験4	4年	2
	知的財産	5年	2
環境材料工学科	情報リテラシー	1年	1
	情報処理2	3年	1
	環境材料工学実験1	3年	3

（令和4年度入学生以降）

学 科	教育プログラムのリテラシー レベルに関する授業科目	対象学年	単位数
機械工学科	情報リテラシー	1年	1
	データサイエンス	1年	1
電気情報工学科	情報リテラシー	1年	1
	データサイエンス	1年	1
電子制御工学科	情報リテラシー	1年	1
	データサイエンス	1年	1
生物応用化学科	情報リテラシー	1年	1
	データサイエンス	1年	1
環境材料工学科	情報リテラシー	1年	1
	データサイエンス	1年	1

第 号

修了証書

氏 名 ○○ ○○

生年月日 (元号) 年 月 日生

上記の者は、数理・データサイエンス・AI教育
プログラム（リテラシーレベル）を修了したこと
を認める

(元号) 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

新居浜工業高等専門学校長

氏 名

印